令和８年第４回久万高原町議会定例会

令和８年９月１７日

○議事日程

令和８年９月１７日　午前９時３０分開議

日程第１　議案第６７号　久万高原町レーザー加工機管理条例の制定について

日程第２　議案第７０号　上浮穴高等学校学生寮設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第３　議案第７７号　令和８年度久万高原町一般会計補正予算（第２号）

日程第４　議案第７８号　令和８年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第５　議案第７９号　令和８年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第１号）

○追加議事日程

追加日程第１　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦について

追加日程第２　諮問第　２号　人権擁護委員候補者の推薦について

追加日程第３　発議第　３号　予算に関する特別委員会の設置及び委員の選任について

追加日程第４　議員派遣について

追加日程第５　総務文教厚生・産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

追加日程第６　父野川事業所設備更新等に関する特別委員会中間報告

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（１０名）

２番	岡　部　史　夫	３番	阪　本　雅　彦
４番	髙　橋　　誠	５番	光　田　　優
６番	森　　博	７番	玉　井　春　鬼
８番	大　野　良　子	９番	瀧　野　　志
10番	大　原　貴　明	11番	熊　代　祐　己

○欠席議員（１名）

１番　　髙　橋　末　廣

○説明のため出席した者

町長	河野忠康	副町長	佐藤理昭
教育長	住野秀志	総務課長	大西洋三
住民課長	菅　和幸	保健福祉課長	中川茂俊
建設課長	山内賢彦	林業戦略課長	小野哲也
まちづくり戦略課長	高木　勉	農業戦略課長	西森建次
森林ＧＸ推進室長	片岡伸彦	会計管理者	岡　真智子
病院事業等統括事務長	西村哲也	教育委員会事務局長	浜中敬史
消防本部消防長	山口直樹	代表監査委員	菅　洋志

○議会事務局

事務局長　窪田成志

事 務 局　（朝　礼）

議　　長　本日の出席議員は１０名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

（午前９時３０分）

議　　長　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議　　長　日程第１、議案第６７号「久万高原町レーザー加工機管理条例の制定について」を議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（阪本雅彦産業建設常任委員長を指名）

阪本委員長　産業建設常任委員会に付託された議案第６７号につきまして、９月１０日に委員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第６７号「久万高原町レーザー加工機管理条例の制定について」

本条例は、本町における木材産業の振興及び「木育」を通じた木工文化の普及を図ることを目的として、最新のレーザー加工機を導入するため、適正な維持管理、安全な運用及び使用料の徴収規定を定める条例を新たに制定するものです。

制定内容　設置場所　久万高原の家モデルハウス

利用許可　町が実施する操作研修の修了者

保守点検　利用者による日常点検の義務付け

使用料　　１時間につき１，０００円です。

施行期日は、令和９年４月１日となっております。

審査において、条例の中で加工する木材は町産材でなければならないとしつつ、特別の理由があると認める場合は、この限りではないという例外規定があり、町産材利用促進の目的が阻害されないのか。また具体的にどういう場合を想定しているか、との質疑に、皮革製品、アクリル等といった部材を組み合わ

せる場合や、デザイン上の観点から、他素材を用いたい場合などを想定しているが、例外的な部分であるので、協議の上で判断する、との答弁がありました。

外材の大量調達など、事業目的が失われないよう厳格な運用と加工機使用における材料の調達において、町内の製材業者や工務店と、加工機利用者が容易につながる仕組みづくりを進める考えはあるか、との質疑に、条例に、町内の製材業者、関連事業者、その他関係団体との連携を図り、と明記しており、しっかり取り組んでいく、との答弁がありました。

利用料金１時間１，０００円の設定について、町内、近隣に同様の木材レーザー加工を請け合う民間事業者が存在しており、低価格で広く貸し出しすることは民業の圧迫の懸念があり、料金設定の妥当性と民間への影響をどう検証、認識しているか、との質疑に、町民の木育活動推進や、地域資源の利用促進、新商品開発や施策等の支援が目的であり、利便性を考慮して１時間１，０００円としたが、低価格での単なる加工サービス利用や継続的な受託加工、量産など、民間事業者と直接競合する利用には一定の制限を設ける必要性を認識しており、公共性と民業の役割分担が図られるよう、条件、運用方法を整理していく、との答弁がありました。

利用対象者について、非営利で地域貢献、木育活動を行う者に限定すべきで、施行規則等に利用範囲を明確にする方針はあるのか、との質疑に、公益性、地域貢献性の高い利用が基本であるが、非営利に限定すると、町内事業者による施策や創業を目指す方への商品開発など、地域産業振興につながる利用まで一律排除されるため、非営利という区分だけでなく、設置目的の適合性や、民業圧迫の有無から判断するのが適当で、施行規則や運用基準で明確にしていく、との答弁がありました。

利用申請の段階で、非営利、地域貢献目的等を明確、確認、審査できる仕組みを構築する予定があるのか、との質疑に、申請書に、利用区分、目的、営利、非営利の別、販売目的か継続反復加工があるか等の確認事項を設けることを検討しており、設置目的に反する利用や、民間受託の代替利用は制限不許可にできる仕組みを整備している、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議　　長　委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。

阪本委員長、お引き取りください。

委員長の報告が終わりました。

議案第６７号「久万高原町レーザー加工機管理条例の制定について」の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（瀧野　志議員を指名）

瀧野議員　一つだけお聞きしたいと思います。

いろいろ常任委員会また説明の中でも議論をされましたが、久万高原町も本当に木材の町であると思いますが、以前から我々も何回かお土産品の作成、加工品、これについて研究してまいりました。今回のこの議案について、観光と林業、そういった中で森林環境譲与税が使われたと思いますが、しっかりとしたお土産品をつくる、具体的なそういった計画は担当課としてあるのかないのか、お聞きしたいと思います。

議　　長　（小野林業戦略課長を指名）

小野課長　瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

久万高原町のお土産になるような木工品の製作でございますが、これにつきましては、長年、このレーザー加工機を導入してから、いろいろ検討を重ねているところでございます。

この新しいレーザー機械を導入しまして、またそういった利用者に対しましても、そういった観光と連携に資するような木工品でのお土産の製品開発を進めて、協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議　　長　（瀧野　志議員を指名）

瀧野議員　私は、計画があるのかないのかとお聞きしました。あるのかないのかを答弁いただきたい。

議　　長　（小野林業戦略課長を指名）

小野課長　瀧野議員の質疑にお答えいたします。

計画につきましては、文書化したその計画はございませんが、ずっと構想的には考えておったところでございます。

以上でございます。

議　　長　そのほか質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議　　長　討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。

したがって議案第６７号「久万高原町レーザー加工機管理条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議　　長　日程第２、議案第７０号「上浮穴高等学校学生寮設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

（森　博総務文教厚生常任委員長を指名）

森委員長　総務文教厚生常任委員会に付託された議案第７０号につきまして、９月１０日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第７０号「上浮穴高等学校学生寮設置条例の一部を改正する条例の制定について」

本条例は、近年の電気・ガス等のエネルギー価格、食材費を中心とする物価高騰等に伴い、現行の上浮穴高等学校の学生寮費と、実際の運営コストとの乖離が拡大していることから、上浮穴高等学校学生寮設置条例の一部を改正するものです。

改正内容は、上浮穴高等学校学生寮の位置の誤記に伴う改正、現行寮費３万３，０００円から４万円の寮費の改正です。

施行期日は、令和９年４月１日となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議　　長　委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。

森委員長、お引き取りください。

委員長の報告が終わりました。

議案第７０号「上浮穴高等学校学生寮設置条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（岡部史夫議員を指名）

岡部議員　久々に規則も改正されるということですが、本会議場でも議論がございました。上高へ通う生徒さんの範囲は、町外、そして町内、様々でございます。その中でも町内の生徒の取扱いについて、議論もございました。

今後において、寮の委員会、あるいはそれを全体的に予算を補佐している振興協議会、そういったとこでの今後の議論が注目されるところでございますけれども、今後、具体的にどういった、細かいことは別にして、大まかな議論の方向性について、教育長から答弁をいただきたいと思います。

議　　長　（住野教育長を指名）

教 育 長　岡部議員の質疑にお答えをいたします。

上浮穴高等学校の学生寮の運営につきまして、様々な御意見を頂戴いたしました。

これまでに設置条例も含めまして、設置要領も含めまして、振興対策協議会、そういったふうな要綱、規約等も多年にわたりまして変更もございませんでした。時の流れの中で子供たちの動きも様々になってまいりましたし、町の中だけに子供たちがいるというわけではなく、町外からも、また町内の子供たちも、

外に向けて発信をするという、そういうふうな動きも出てまいっております。

今後は議員御指摘のように、学生寮も含めまして、上浮穴高等学校の振興対策に関する内容の中に、久万高原町内の子供たちをできる限り優先する形の内容を含めて、そしてまた町に子供たちが残るような、そういう方向の内容も重視しながら、振興対策、また上浮穴学生寮の設置条例、そういったものについての見直しを、早急に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議　　長　（岡部史夫議員を指名）

岡部議員　ぜひとも地元の高校に通わせたいとする御家族、あるいは子供たち、そういったことも踏まえて、早急に分かりやすい方向をお示しをいただきたいと思います。

ただですね、もう既に来年、どこの高校へ行こうかというふうに進路を検討されている中学生御本人、あるいは保護者の方々の御心配というのは、やはりその方向性を早く見せていただかないとですね、不安は消えないんです。だから、早急にという言葉である以上ですね、来年の高校入学、そういったことを踏まえると、フィードバックして、その時期というのは、自ずともう、相当急がなければ日程的に厳しいんだろうと思います。そうしなければ、また１年延んでしまう。本当は上高へ行きたいけれども、その議論が見えないために、１年延んでしまう。そういうことが想定される以上ですね、非常に厳しい日程かもしれませんけれども、早急にというのは、いつ頃を想定した、いつ頃までにということを明確にお答えできるでしょうか。

議　　長　（住野教育長を指名）

教 育 長　岡部議員の質疑にお答えをいたします。

現時点におきましては、規約の改正等につきましての時期はお話しすることはできませんけれども、それぞれ町内には中学校２校ございますので、早急に

中学校２校につきましては、上浮穴高等学校の今後の方向性に向けて、具体的にお話をしていく機会を設けて、その中で保護者のほうにもお伝えをしていきたいというふうに考えておりますが、言われますように、今後の人口対策につきましては、来年の４月の段階に入りましたら、早急に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、来年度早々ということになるかと思いますが、子供たちのほうには、そういう形で今後示していきたいと考えております。

以上でございます。

議　　長　そのほか質疑はございませんか。

（なしの声）

議　　長　質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議　　長　討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第７０号「上浮穴高等学校学生寮設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議　　長　お諮りします。

日程第３、議案第７７号から日程第５、議案第７９号までの令和８年度補正予算に関する３件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。

従って議案第７７号から議案第７９号までの令和８年度補正予算に関する３件は、一括議題にすることに決定しました。

本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

（森　博総務文教厚生常任委員長を指名）

森委員長　総務文教厚生常任委員会に付託された議案第７７号、議案第７８号につきまして、９月１０日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第７７号「令和８年度久万高原町一般会計補正予算（第２号）」

歳入歳出補正は、総額１億９，３３６万５，０００円の増額補正で、累計９４億１，５１５万円となります。

歳入予算の主なものは、地方交付税では、普通交付税の増額７，０６９万４，０００円。

分担金及び負担金では、農業用施設維持管理業務負担金の増額、１３６万８，０００円。

国庫支出金では、地域未来交付金の増額、２５６万２，０００円。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額、６９４万１，０００円。社会資本整備総合交付金事業費補助金の減額、３，７２７万９，０００円。道路メンテナンス事業補助金の減額、１，２２２万５，０００円。

県支出金では、県単独治山事業補助金の増額、１００万円。

繰入金では、財政調整基金繰入金の増額、２，０００万円。公共施設等総合管理基金繰入金の増額、１，１２６万４，０００円。防災減災基金繰入金の減

額、２５６万２，０００円。交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」基金繰入金の計上、３４４万３，０００円。

繰越金では、前年度繰越金の増額、１億４，９７３万２，０００円。

町債では、過疎対策事業債の減額、２，９００万円。緊急防災・減災事業債の計上、２２０万円。脱炭素化推進事業債の計上、２２０万円などとなっています。

本委員会関係の主な歳出予算は、総務費では、契約管理システムサーバー改修業務管理委託料の減額、３４８万７，０００円。経営管理システムサーバー改修業務委託料の増額、４６６万４，０００円。

減債基金積立金の計上、７，０６９万４，０００円。

地域未来戦略アドバイザー派遣業務委託料の計上、６０５万円。

収納システム改修業務委託料の計上、１１０万円などとなっております。

民生費では、社協本所高圧受電設備改修工事の計上、５９６万６，０００円。

おもご高齢者生活支援ハウスの浴室のユニットバス設置工事の計上、２９８万８，０００円。介護保険事業特別会計繰出金の増額、３３７万５，０００円。

令和７年度の実績確定による障害者自立支援給付費国庫補助金返還金の計上、４９７万２，０００円。

ささゆり荘の館内照明器具ＬＥＤ化業務委託料の計上、２５０万円などとなっております。

衛生費では、令和８年度久万高原町指定有料ごみ袋購入に係る費用の増額、３９７万３，０００円などとなっております。

消防費では、地域衛星通信ネットワーク第３世代衛星系設備更新整備負担金の計上、２２７万円などとなっております。

教育費では、スクールバス運行管理業務委託料の計上、１４４万円。

小学校の施設修繕のため、需用費の増額、２８０万１，０００円。おもご幼稚園・面河小学校閉校式の実施に当たり、実行委員会に対する補助金の計上、４００万円。

中学校の施設修繕のため、需用費の増額、３２２万４，０００円などとなっております。

審査において、総務課関係では、地域未来戦略アドバイザー派遣業務委託料

について、今後のスケジュール的に対応可能なのか。また、林業、農業、観光、地域エコシステムの分野と分かれているが、それぞれにアドバイザーを充てるのかとの質疑に、国のスケジュールに基づき、１２月に国が採択を行う予定で、議決をいただき次第、速やかに着手し、１１月に国に提出できるよう努力したい。

また、アドバイザーは１人の方にお願いする形で、町全体の未来戦略プランを網羅的に指導、アドバイスいただく予定である、との答弁がありました。

また、地域未来戦略アドバイザー派遣業務委託料に関連し、地域未来交付金で採択された各事業について、単なる結果報告だけでなく、議会と協議しつつ進めるべきではないかとの質疑に、途中経過の状況については議会に報告すべきと考えており、場面ごとに進捗を報告していく、との答弁がありました。

住民課関係では、指定有料ごみ袋購入費増額の要因、また、販売価格への影響についての質疑に、世界的情勢不安による原材料価格の高騰、樹脂価格の上昇、製造、物流コストの増加等が重なり、予算不足が生じたための増額であるが、町としては、販売金額の値上げは考えておらず、発注時期の調整や、複数見積りの取得等で価格抑制に努め、住民負担を増やさない方針を維持したい、との答弁がありました。

教育委員会関連では、スクールバス運行管理業務委託料増額の理由、また管理は適正に行われているか、との質疑に、当初予定していなかった夏休み期間の運行が発生したこと、また当初の管理委託料に対する積算見積りが少なかったための増額で、車両管理は総務課、運行管理は委託にて、適正に行っている、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第７８号「令和８年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」

歳入歳出補正は、総額１億２，９９９万１，０００円の増額補正で、累計１８億９，３３８万４，０００円となります。

歳入内容は、介護保険料の増額、６２９万２，０００円。介護保険事業費国庫補助金の増額、２５７万３，０００円。介護給付費交付金の増額、２４９万５，０００円。一般会計繰入金の増額、３３７万５，０００円。前年度繰越金

の増額１億１，４４１万７，０００円となっております。

主な歳出内容は、介護保険システム改修業務委託料の計上、５１４万８，０００円。居宅介護サービス給付費の増額、４，３００万円。地域密着型介護サービス給付費の増額、１，０００万円。施設介護サービス給付費の増額、８００万円。居宅介護福祉用具購入費の増額、１８０万円。居宅介護住宅改修費の増額、４５０万円。居宅介護サービス計画給付費の増額、３００万円。介護予防サービス給付費の増額、２００万円。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費人件費の増額、４１５万５，０００円。介護保険事業運営基金積立金の増額、１，２９７万７，０００円。令和７年度分の精算により、介護給付費等の返還金の増額、３，２７２万５，０００円となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

その他として、スポーツ合宿事業について、現在、宿泊予約と施設予約それぞれ窓口が分かれているが、利用者の利便性を考え、一元化できないか。また、予約時のミスを防ぐため、スマートフォンを使って、利用者と受付側の双方向で予約状況を確認できるシステムを構築するべきではないか、との質疑に、先般、施設利用での重複予約によるトラブル事案の説明があり、その原因が手作業による人為的ミスによるもので、今後は予約管理の電子化、複数確認での再発防止に努めること。また、窓口の一本化は現状難しいが、情報連携を密にし、ワンストップに近い運用で、重複ミスを繰り返さない体制を進める、との答弁がありました。

また、双方向で確認できるシステムの有効性は認識しており、予算や技術面を含め、実施の可否も含めて早急に検討する、との答弁がありました。

第３次久万高原町総合計画に関連し、厳しい財政状況の中で、あらゆる事業を考えながら取り組んでいこうとする町の姿勢についての質疑に、総合計画は、今後進むべき町の姿を盛り込んでおり、それを具体的に実施する手段として、現内閣が掲げる産業クラスターでの地場産業の活性化を図るため、今回、補正予算にもある地域未来戦略アドバイザー派遣制度を活用し、活性化のための実施計画をつくり上げている最中であり、その経過は議会に説明しながら、全庁挙げて取り組んでいく、との答弁が副町長からありました。

福祉バスを今年度で見直す話があるが、残り半年で代替案が完結できるのか。

現在の公共交通くまくるは順調なのか。さらに、仕七川地区で福祉バスとくまくるが併用されているが、来年４月からの移行に当たり、ある程度の移行期間を設けるのかとの質疑に、福祉バスについては、アンケートや聞き取りを進め、今年度末までにくまくるの仕組みの中に運用を整理、統合する予定である。

また、今年４月から開始したくまくるは半年経過し、何とか軌道に乗っている状況である。仕七川地区での現在の併用運行については、仕七川地区地域運営協議会で有償運送の検討を行っており、１２月から１月頃の状況を見ながら、スタート時期を判断する、との答弁がありました。

先日発生した公用車車検切れの件について、車に乗る際の個人レベルでの車検日付の確認徹底、総務課での車両管理の徹底と周知、強化への質疑に、車検満了や自賠責の期限が運転者に伝わるよう、見える化を行い、１人だけでなく複数の目でチェックできる体制を整えていく、との答弁がありました。

以上でございます。

議　　長　委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。

森委員長、お引き取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（阪本雅彦産業建設常任委員長を指名）

阪本委員長　産業建設常任委員会に付託された議案第７７号、議案第７９号につきまして、９月１０日に委員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第７７号「令和８年度久万高原町一般会計補正予算（第２号）」

歳入の補正予算につきましては、総務文教厚生常任委員会で報告がありましたので、省略いたします。

本委員会関係の主な歳出予算は、農林水産業費では、農道橋点検業務委託料の減額、２００万円。農道除雪作業業務委託料を計上、１００万円。農道７か所、水利施設１５か所に係る農業用施設維持管理業務委託料の増額、２，８５０万円。用地測量設計委託料の増額、４７０万円。農道高山線改良工事の計上、５００万円。菅生中通水路改修工事の計上、４００万円。本村取水水路改修工事の計上、１，１００万円。藤川橋舗装改修工事の計上１００万円。槇の川排水路改修工事の計上、３００万円。農業用施設維持管理に係る原材料費の増額、１１５万円。小規模基盤整備事業補助金の増額、１７０万円。

市町村森林ＧＩＳシステム改修業務委託料の計上、１３９万２，０００円。柳井川内の子地区山腹工事の計上、２００万円。

林道除雪作業業務委託料の計上、２７０万円。林道仁合津線ほか３路線の整備のため、林道路面整備・崩土除去作業業務委託料の増額、５６０万円。

旧弘形村官行造林地立木買取りのため、公有財産購入費の計上、７４７万円などとなっております。

商工費では、魅力ある産業づくり・起業者支援事業補助金の減額、４００万円。地域経済循環創造事業補助金の計上、４００万円。

観光パンフレット増刷のため、事業費の増額、１８１万５，０００円。おもごふるさとの駅汚水管修繕のため、需用費の増額、１３４万円。道の駅天空の郷さんさんキュービクル変圧器修繕のため、需用費の増額、１２９万８，０００円。道の駅天空の郷さんさん電話設備更新工事の計上、２１４万５，０００円などとなっております。

土木費では、久万高原町地域ぐるみ除雪作業報償金の計上、１２０万円。融雪剤購入のため、需用費の計上、３４６万５，０００円。上野尻地区青線補修ほか９件の整備のため、路面整備等作業業務委託料の増額、１，５００万円。町道等除雪作業業務委託料の計上、８８０万円。菅生地区公共残土処理場整備工事請負費の増額、２，０００万円。町道古代山線に係る町道舗装補修工事請負費の減額、７００万円。除雪用機械維持費補助金の計上、２０４万８，０００円。

町道槻仰西線改良工事請負費の減額、２，７２６万１，０００円。町道上野尻線改良工事請負費の減額、２，６２０万円。町道橋補修設計委託料及び工事請負費の減額、１，８３０万円。

公営住宅解体工事設計委託料の減額、１２０万円。

清水住宅解体工事の計上、２００万円などとなっております。

審査において、農業戦略関係では、小規模基盤整備事業補助金の現在の執行の状況と、補正が必要になった理由、主要農産物の作業等による、補正による影響、単年度に要望が集中した場合、優先選考基準などの有無についての質疑に、４地区から当初予算を上回る申請があり、そのうち３地区について、交付決定済みで、１地区が予算不足により保留中。さらに、水稲収穫後に１地区の申請予定があるため、補正計上して対応するもの、との答弁がありました。

また、今年度の申請は比較的早い段階で提出されており、主要農産物の作業等による補正についての影響はないと考えており、要望集中による優先選考基準については、基本的に申請順であるが、新規事業者を優先することも考慮する、との答弁がありました。

まちづくり戦略課関係では、地域経済循環創造事業補助金はどのような事業を想定しているのか。また、過去の撤退事例等を踏まえ、事業継続性や撤退リスクを審査、チェックする体制はあるのか、との質疑に、補正予算終了後に正式審査を行うが、数百万円規模の地域循環の趣旨に沿った事業であることを確認している。民間融資がついたこととしても、これに安心せず、審査会で事業継続性や政策効果を慎重に審査し、事業開始後も売上把握など、伴走支援を行う、との答弁がありました。

おもごふるさとの駅改修による誘客効果についての質疑に、同施設が面河渓谷の玄関口に当たり、重要な飲食、トイレ機能を維持・整備することで誘客を図りたい、との答弁がありました。

渓泉亭廃止により活動拠点を失った面河渓を愛する会への支援、協力策、または協力するとした場合の連携協定のスキームを作成して支援すべきでは、との質疑に、面河渓を愛する会の長年の貢献には感謝しており、写真展会場提供など、今後も引き続き支援していきたい、との答弁がありました。

また、副町長からは、同会との情報共有、意見交換しながら、今後の協力体

制について研究していく、との答弁がありました。

観光パンフレットのデザインの統一性や、戦略的ターゲット設定を検討すべきでは、との質疑に、現状のパンフレット増刷については、数年前からデザインの微修正にとどまっており、やはり統一性に欠ける部分があり、今回は統一デザイン、ターゲット、設定の視点を持って更新したい、との答弁がありました。

また、手にしたパンフレットを持ち歩いて観光してもらえるように、次に来ていただく際も、そのパンフレットを繰り返し使ってもらうような工夫が必要ではないか、との質疑に、紙だけでなく、電子化も含め、繰り返し利用いただけるパンフレット作成の検討をしていきたい、との答弁がありました。

林業戦略課関係では、旧弘形村官行造林地立木買取予算を計上した根拠は何か。再造林費用負担を回避するためなのか、との質疑に、単に再造林費用負担の回避を目的としたものだけではなく、広大な面積を一時的に皆伐すると、じごしらえや植栽等に多額の費用を要し、長期間の管理が必要となるため、立木を買取り、町有林として継続管理することで、将来の管理費用や公益的機能、木材価格などを総合的に勘案した結果である、との答弁がありました。

予算計上において、現在存在しない弘形村という名称を使っている理由と、具体的な場所はどこかとの質疑に、この案件が昭和初期の契約で、相手が弘形村と契約書上の表記が残っているため、その名称を使ったこと。場所は大川嶺の山の下の部分である、との答弁がありました。

町内の間伐後の再造林率が４０から６０％と低迷する中、森林環境譲与税を活用した再造林サイクルへの移行が最優先で取り組むべき施策と思うが、町はどのように考えているのか、との質疑に、国県の造林補助制度を基本としつつ、森林所有者の自己負担額の程度を整理し、町独自の追加支援を検討する必要があり、伐採から再造林、保育までを一体的に支援する仕組みや、森林環境譲与税活用の可能性も含め、本町の実情に即した支援体制について検討していきたい、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第７９号「令和８年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第１号）」

収益的収入及び支出について。

収入及び支出の予定額は１８３万２，０００円の減額補正で、累計３億７，２０３万２，０００円となります。

収入の内訳は、他会計負担金の減額、１８３万２，０００円。

支出の主な内容は、人件費の減額、２８２万４，０００円。委託料の増額、９６万円となっております。

資本的収入については、収入の予定額は２２２万７，０００円の増額補正で、累計２億７，３２１万８，０００円となります。

収入の内容は、他会計繰入金の増額、２２２万７，０００円となっており、損益勘定留保資金補塡額は２２２万７，０００円の減額で、累計２，１２１万９，０００円となります。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

その他として、一般社団法人久万高原町観光協会について、町からの活動補助金を単なる運営費とせず、財務強化やＫＰＩ達成に直結する事業へ充てることが重要ではないかと考えるが、どのような成果を見込んでいるのか、また、現在、観光協会へ派遣されている人材が、派遣元に復帰後も協会としての質を落とさず、自立進化の成果を上げるため、成果主義を明確にした年度ごとのＫＰＩ設定や、事業委託による実行予算の確保、伴走支援を行う考えがあるのか、との質疑に、着地型旅行商品の販売促進やインバウンド、台湾、オーストラリア、欧州等、誘客に取り組んでおり、これが自主事業への展開となることを期待している。

令和９年度に向け、現在、ガイド育成等の新たな委託事業を協議中であり、組織運営の補助金と具体的な成果を求める業務委託の役割を整理し、数値目標やＫＰＩを設定、検証できる仕組みを協議していく、との答弁がありました。

９月１日の道路交通法改正で、生活道路の制限速度が３０キロとなったが、町道久万町本線や町道大坊線は、主要道路への抜け道であり、観光客の走行も多く速度が出やすい。通学路でもあることなどから、ドットラインなどの路面標示や舗装塗装など、費用を抑えたハード整備で注意喚起を行う考えはあるのか、との質疑に、該当２路線は歩行者も多い中、速度超過が懸念される道路と認識している。車線幅を視覚的に狭く見せるドットライン設置は有効な施策であり、優先度の高い危険箇所からの設置検討や、カーブミラー点検を進め、警

察や地域と連携して安全確保に努めたい、との答弁がありました。

今期の新米価格が前年比約半額となる見込みで、生産コストが高止まりしている中、米農家は落胆し、大変な状況にある。

有効な支援策や方策を早急に示すべきではないか、との質疑に、生産者から、今後、自給分しかつくらないという声が出るなど厳しさを認識している。一定の要件はあるが、幾つかの制度や対策事業が用意されており、青色申告が要件である収入保険については、初年度に限り、町から保険料の一部補助を実施している。

政府の備蓄米買戻し等、国や市場の動向を注視しつつ、生産意欲の向上について、ＪＡ松山市等と連携して取り組みたいとの答弁がありました。

また、副町長からは、農家への反動、影響は非常に大きく、政府の買上げ動向等を見極めつつ、米生産部会やＪＡ等と意見交換、協議を行いながら対応、研究を重ねていく、との答弁がございました。

以上です。

議　　長　委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。

阪本委員長、お引き取りください。

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑、討論、採決については１件ずつ行います。

まず、議案第７７号「令和８年度久万高原町一般会計補正予算（第２号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議　　長　討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する両委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第７７号「令和８年度久万高原町一般会計補正予算（第２号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議　　長　続いて、議案第７８号「令和８年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議　　長　討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第７８号「令和８年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議　　長　続いて、議案第７９号「令和８年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第１号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議　　長　討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第７９号「令和８年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議　　長　ここでしばらく休憩をいたします。　　（午前１０時２３分）

３５分より開始いたします。

（休　憩）

議　　長　休憩前に引き続き、会議を開きます。　　（午前１０時３４分）

議　　長　お諮りします。

お手元に追加議事日程が配付されています。

これを日程に追加し議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。

したがって、日程を追加して議題とすることに決定しました。

議　　長　お諮りします。

追加日程第１、諮問第１号及び追加日程第２、諮問第２号の人権擁護委員候補者の推薦についての２件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。

したがって、諮問第１号及び諮問第２号の２件を一括議題とすることに決定しました。

諮問第１号及び諮問第２号の人権擁護委員候補者の推薦についての２件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

（河野町長を指名）

町　　長　諮問第１号及び諮問第２号について、御説明を申し上げます。

いずれも人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和８年９月１７日提出　久万高原町長。

住所　久万高原町東川１１３番地の１

氏名　福井隆也さん

生年月日　昭和３７年１１月１日

提案理由でございますが、今回の推薦は、本年１２月３１日付で、前任者古見宗敏氏が期満了し、退任されることとなったことから、今回、新任として福井隆也氏を推薦するものです。

氏は、長年、教員として町内の義務教育に携わられ、退職後も教育委員会で学校教育に関わっており、広く社会の実情に通じ、人権擁護についても深い理解があり、適任と考えます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、第２号でございます。

推薦する方は、

住所　久万高原町中津４８３２番地

氏名　稲田稔久氏

生年月日　昭和３０年１１月１８日

提案理由でございますけれども、今回の推薦、同じく本年１２月３１日付で、

前任者　石割眞一氏が期満了し、退任されることとなったことから、今回、新任として稲田稔久氏を推薦するものです。

氏は、長年町職員として町内の人権啓発に携わられ、退職後は集落支援員として、地域に根差した活動を行っており、広く社会の実情に通じ、人権擁護についても深く理解があり、適任と考えております。

どうぞよろしくお願いをいたします。

議　　長　提案理由の説明が終わりました。

質疑、討論、採決は１件ずつ行います。

諮問第１号について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議　　長　討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

諮問第１号は、原案のとおり、適任と答申することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。

したがって、諮問第１号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、理事者提案のとおり、適任と答申することに決定しました。

議　　長　続いて、諮問第２号について質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議　　長　討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

諮問第２号は、原案のとおり、適任と答申することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。

したがって、諮問第２号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、理事者提案のとおり、適任と答申することに決定しました。

議　　長　追加日程第３、発議第３号「予算に関する特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

久万高原町議会委員会条例第６条の規定により、１０人の委員で構成する予算に関する特別委員会を設置し、閉会中に審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。

したがって、１０人の委員で構成する予算に関する特別委員会を設置し、閉会中に審査することに決定しました。

議　　長　お諮りします。

ただいま設置されました予算に関する特別委員会の委員の選任については、久万高原町議会委員会条例第７条第４項の規定により、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。

したがって、予算に関する特別委員会の委員の選任については、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、予算に関する特別委員会の委員の選任は、事務局長に氏名を朗読させます。

窪田局長　朗読いたします。

髙橋末廣議員、岡部史夫議員、阪本雅彦議員、髙橋　誠議員、光田　優議員、森　博議員、玉井春鬼議員、大野良子議員、瀧野　志議員、大原貴明議員、以上１０人です。

議　　長　お諮りします。

朗読のとおり、委員の選任の指名をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。

したがって、委員の選任は、ただいま指名したとおり決定しました。

休憩中に委員会を開いて正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

委員会は、年長議員が臨時に委員長の職務を行ってください。

ここでしばらく休憩いたします。　　（午前１０時４２分）

（休　憩）

議　　長　休憩前に続き、会議を開きます。　　（午前１０時４４分）

休憩中に開催されました予算に関する特別委員会において、委員長に髙橋末廣議員、副委員長に大原貴明議員が互選されましたので、報告いたします。

なお、本委員会は、閉会中に調査するとともに、調査終了までお願いします。

議　　長　追加日程第４、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、別紙、議員派遣の件のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定いたしました。

議　　長　追加日程第５、総務文教厚生・産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

総務文教厚生・産業建設両常任委員長から、久万高原町議会会議規則第７３条及び第７５条の規定により、別紙のとおり閉会中の継続調査の申出がありましたので了承したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生・産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

議　　長　追加日程第６、父野川事業所設備更新等に関する特別委員会中間報告を行います。

委員長の報告を願います。

（大原貴明父野川事業所設備更新等に関する特別委員長を指名）

大原委員長　報告に先立ちまして、当委員会の調査に必要な資料の提供など、委員会活動に対して、大変お忙しいところを御協力いただきました久万広域森林組合様、並びに町当局に感謝を申し上げます。

それでは、父野川事業所設備更新等に関する特別委員会の活動について、中間報告をいたします。

当委員会につきましては、第１回を６月２５日に、第２回を７月２３日、第３回、７月２９日、第４回、８月５日、第５回、８月２６日、第６回、９月８日、第７回、９月１４日に開催をしております。

調査内容について報告をいたします。

初めに、久万広域森林組合父野川事業所は、平成１３年度から供用を開始し、上浮穴地域の主要な資源である杉材のうち、中目丸太一般材や曲がり材など、従来は利用価値が低かった原木の有効活用を図り、久万林業の活性化に資することを目的として整備された施設であります。

整備に当たっては、国等の補助事業が活用され、用地取得、造成に約１４億円、施設整備に約３６億円の、総事業費５０億円余りが投入されました。

供用開始から２５年余りが経過し、令和７年秋以降は、設備の故障に起因する製造ラインの停止が複数回発生するなど、不安定な操業が続いております。

町議会としては、父野川事業所に関する課題を総合的かつ客観的に検証し、今後の方向性を検討する必要があると判断し、令和８年６月定例議会において、父野川事業所設備更新等に関する特別委員会を設置いたしました。

本委員会の目的は、父野川事業所の２５年間にわたる経営実態を、客観的な資料に基づいて検証するとともに、木材加工拠点施設の今後の在り方について、町財政、地域林業、地域経済への影響を総合的に調査し、町議会として合理的な判断材料を整理することであります。

そのため、調査項目として、久万広域森林組合の経営状況、父野川事業所の所有権及び経営実態、これまでの父野川事業所に対する町の補助金支出、木材加工拠点施設整備の今後の在り方、この４点を定め、調査を進めてまいりました。

次に、これまでの調査経過について報告をいたします。

第１回特別委員会では、委員会の目的、基本的な調査項目、及び必要資料について協議を行いました。その後、７月１日に久万高原町へ、７月２日に久万広域森林組合へ、資料の提出を依頼しました。

第２回、第３回及び第４回の特別委員会では、提出された資料の内容を確認し、四つの調査項目に沿って事実関係の把握を進めました。

また、不明な点につきましては、質問書を提出し、回答を求めてまいりました。

その過程において、森林組合から提出された各種議事録につきましては、外部への口外をしない旨の条件が口頭で付されておりました。このため、委員会としては、これらを公開の場での議論や、本件に関する報告に使用することは困難であると判断し、全会一致で封印を解かず、預かりとすることといたしました。

第５回委員会では、質問書への回答及び追加資料について、確認を行いました。

また、父野川事業所の損益が森林組合本体の経営にどの程度影響しているのかを客観的に検証するため、外部専門家への調査依頼について協議をいたしました。

しかし、議会に提出された資料を第三者に開示することにつきまして、森林

組合側から口頭で許可しない旨の意向が示されたため、現時点では、外部専門家による独立した分析を実施するには至っておりません。

第６回及び第７回特別委員会では、中間報告の取りまとめに向けた協議を行っております。

なお、各開催日の調査事項につきましては、報告書に記載をしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

次に、現時点における委員会の認識について報告いたします。

父野川事業所は、地域で生産された原木を地域内で加工し、付加価値をつけて販売するという本町林業の循環を支える一つの拠点であります。重要なのは、父野川事業所単体の採算性であります。

現時点では、父野川事業所の赤字要因は、高い稼働率を維持しなければ黒字化できないという、構造的な要因にあるものと認識をしております。

父野川事業所が赤字だから更新すべきではない、あるいは地域林業に必要だから更新すべきであるといった単純な結論を導くことは、委員会設置の目的ではありません。必要なのは、本施設の在り方が町財政、木材の流通、森林所有者、雇用、地域経済、さらには本町林業の将来にどのような影響を及ぼすのかを検証し、町民に対して説明責任を果たすための判断材料を整えることであると認識をしております。

今後の調査につきまして、本委員会は確認した事実及び関係者の説明を基に、提出資料及び未確認事項を整理した上で、機密保持及び提出資料の一部非公開に配慮しながら、必要に応じて第三者による専門的な分析も含め、調査を進めてまいります。

また、これまでの町の補助金支出がどのような目的で行われ、その効果がどのように表れているのかについても確認をし、公費投入の妥当性を検証してまいります。

本委員会は、林業振興の必要性と町財政の健全性の双方を踏まえ、町民に説明できる客観的な判断材料を整えることを最優先とし、引き続き調査を行ってまいります。

最終報告につきましては、令和８年１２月定例議会をめどにし、これまでの調査結果を取りまとめる予定でございます。

以上、これまでの調査経過及び現時点における委員会の認識について、中間報告といたします。

議　　長　大原委員長、お引き取りください。

以上で、父野川事業所設備更新等に関する特別委員会中間報告を終わります。

お諮りします。

以上で本定例会に付議された案件は全て終了しました。

したがって、これで閉会したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。　　（午前１０時５３分）

町長の挨拶を求めます。

（河野町長を指名）

町　　長　定例会閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会、熱心に御討議をいただきましてありがとうございます。

また、上程いたしました議案、それぞれお認めをいただき、心から感謝申し上げます。

いよいよ本年も後半戦に入ってまいりました。一般質問等々でもお話もいただきましたけれども、少子高齢化、人口減少、それに対応する、これからの、みんなで力を合わせて頑張らないときにもあるわけでございます。

本会議の中でいただきました御意見、しっかりと私ども、また行政に反映しますように努めてまいりますので、今後ともの御支援、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

これからの、いよいよ本格的に秋が参って、また寒さも参ってくると思います。また林業まつり等、大変大切なイベントも控えているところでございます。

議員の皆様方の今後ますますの御健勝と、そして御活躍、御協力を重ねてお願い申し上げ、本定例会のお礼の挨拶に代えさせていただきたいと思います。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

議　　長　皆様、お疲れさまでした。閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきまして、議員各位におかれましては、終始、慎重かつ活発な審議を賜り、心より感謝を申し上げます。

また、町長をはじめ執行部の皆様には、審議に際し、丁寧な説明と真摯な対応をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会で決定された施策が、町民の暮らしの向上と、久万高原町のさらなる発展につながることを期待しております。

議員各位並びに執行部の皆様におかれましては、引き続き、町民の負託に応えるべく、それぞれの立場で御尽力いただきますようお願いを申し上げます。

結びに、皆様の御健勝と御活躍を心より祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

議　　長　以上で、令和８年第４回久万高原町議会定例会を閉会します。

事務局　（終　礼）

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議　　長

署名議員

署名議員